

鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度に係る 「認証基準チェックリスト」

令和3年7月 鹿児島県

施設名

部屋数	従業員数

申請者 チェック欄

各エリア共通事項	
----------	--

1	利用者に対する一般的な感染予防対策を記載した啓発物を各所に掲示している。(新しい旅のエチケット, 正しい手の洗い方, 咳エチケット, 接触確認アプリ(COCOA)の利用等)	
2	従業員は常に感染防止策を取る必要があることを認識している。	
3	飲食時や入浴時などを除き, 館内共用部では常にマスクの着用を徹底するよう注意喚起を行っている。	
4	咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行っている。	
5	人と人が対面する場所は, 距離(最低1m)を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止している。	
6	宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内(客室, 大浴場, 食堂, 共用トイレ等)に設置している。	
7	複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒している。 (パブリックエリアの家具類, フロントデスク, テーブル, 椅子の背もたれ, ドアノブ, 電気のスイッチ, 電話, テレビや空調機等のリモコン, タッチパネル, レジ, 蛇口, 手すり, エレベーターのボタン, 自動販売機等)	
8	手や口が触れるようなもの(コップ, 箸等)は, 適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図っている。	
9	手洗いや手指消毒の徹底を図っている。(エリアへの入退室・食事の前・トイレの後等)	
10	他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にしている。	

事務局 チェック欄

1 入館時(ロビー等)	
-------------	--

11	入館の際に手指の消毒, マスク着用, 検温を依頼している。(掲示・声かけ)	
12	発熱や軽度であっても咳・咽頭痛, けん怠感などの症状がある人がいた場合は, 速やかに受診・相談センターへ連絡するよう要請し, その後の対応は同センターの指示に従うこととしている。	
13	万が一感染が発生した場合に備え, 個人情報の取扱に十分注意しながら, 宿泊客等の名簿を適正に管理している。	
14	入口及びロビー内に手指の消毒設備(アルコール等)を設置している。	

2 送迎時	
-------	--

15	送迎車内でのマスク装着の呼びかけと換気が行われている。	
16	自社バスでの送迎の際, 密集が懸念される場合は乗客へのマスク着用の周知と換気を行い運行している又は密集しないよう人数を制限している。	
17	送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置している。	

3 チェックイン・チェックアウト		
18	発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がないかを確認している。申し出があった場合は、速やかに受診・相談センターへ連絡するよう要請し、その後の対応は同センターの指示に従うこととしている。	
19	間隔を空けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離（できるだけ1m以上）を保っている。又は客室でのチェックイン手続を行っている。	
20	フロントデスクは宿泊客との距離（最低1m）を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽している。	
21	筆記具の使用後等で手指消毒ができるよう、手指消毒薬が配置されている。	
22	フロントデスク、筆記具等の頻繁な清拭消毒を行っている。	
23	返却されたルームキー・キーカードの消毒を徹底している。	
24	文書の配布や動画の紹介等を導入し、従業員による説明を極力減らしている。	
25	チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請している。	
26	コイントレイを介した受け渡し又はカード決済による非対面チェックアウト手続きを行っている。	
4 エレベーター		
27	エレベーター内でマスク着用を行うよう注意喚起が行われている。	
28	エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限している。	
29	エレベーター内や押しボタンの頻繁な清拭消毒を行っている。	
5 客室		
30	清掃時にマスク・使い捨て手袋を着用している。また、清掃終了後は手袋を外し手指消毒をしている。さらに、使い捨てエプロンの着用も考慮している。	
31	客室清掃時に、消毒剤（洗剤・漂白剤等）を使って設備や備品表面を清拭している。（テレビ・空調のリモコン、金庫、部屋の照明スイッチ、スタンド、座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等）	
32	ドアノブの清拭消毒を行っている。	
33	使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管している。	
34	使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒している。	
35	使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換している。	
36	ゴミはビニール袋で密閉して処理している。	
37	コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換している。また、使用済アメニティは廃棄、館内用スリッパは使い捨てに変える又は消毒（ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ等）を徹底している。	
38	空調機を外気導入（機能がある場合）に設定している。	
39	一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請している。	

8 食事関係			
64	従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用や手指消毒など、衛生管理を徹底している。		
65	発熱，咳，かぜ症状のある人の入場遠慮を要請している。		
66	利用者に食事開始までの間や移動等の際のマスク着用を要請している。		
67	飲食時以外はマスクを着用し，大声での会話を控えるよう要請している。		
68	横並び着席又は斜め着席の推奨，テーブルの間隔を保つ，アクリル板，パーティション，ビニールカーテン等により，真正面での着席や三密を避ける工夫に取り組んでいる。（少人数の家族，介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面等を希望する場合を除く。）		
69	お酌や回し飲み，スプーンや箸等の食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行っている。		
70	食事会場の換気を強化している。		
71	食事会場における人数，滞在時間の制限（2時間程度を目安），予約制の活用などにより，三密を避ける工夫に取り組んでいる。		
72	入場時に手洗い又は手指消毒を徹底している。		
73	必要なときに，すぐに手指消毒が実施できるよう，手指消毒用の消毒液を設置している。また，飲食時にも使用できるよう手指消毒薬のテーブルへの配置も考慮している。		
74	下膳作業を行った従業員は手洗い，手指消毒を徹底する。		
75	調理設備と食事の提供場所は十分に清掃・消毒している。		
76	鍋料理や刺身盛り等は一人鍋，一人盛りに極力変更し，従業員が取り分けるようにしている。		
77	【ビュッフェスタイルを実施している場合】 飛沫がかからないようカバーを設置するなど，料理・飲物を保護している。		
78	【ビュッフェスタイルを実施している場合】 次のいずれかを満たしていること。 ①料理を小皿に盛って提供するか，スタッフが料理を取り分けている。 ②宿泊客ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し，使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないよう徹底している。 ③共用トングは手指消毒後にビニール手袋を装着し使用している。		
79	【ビュッフェスタイルを実施している場合】 利用者が1回の取り分け毎に新たな小皿を使用するようにしている。		
80	【ビュッフェスタイルを実施している場合】 ドリンクサーバーのボタンやピッチャーの持ち手を清拭消毒している。又は従業員が手袋を着用して注いでいる。		
81	【部屋食を実施している場合】 客室入室後，手指消毒を行ってから料理を並べる。		
82	利用の都度，備品等（座布団，椅子，テーブル，お膳，運搬用機器等）を清拭消毒を行っている。		
83	卓上の共用調味料，ポット等の設置を避けるか，これらを客入れ替え時に消毒している。		

9 清掃等の作業		
84	ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手洗い、手指消毒を行っている。また、使い捨てエプロンの着用も考慮している。	
85	食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、リネン類、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理している。	
86	館内清掃の際に、界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤等を用いて清掃している。	
87	通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であることから、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭いている。	
88	手が触れることがない床や壁についても、必要に応じて清掃を行っている。	
89	自動販売機は自販機ボタン、取り出し口の清拭消毒を行っている。（1日1～2回）	
90	宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更している。	
10 従業員の感染症予防 (※休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられるため留意すること)		
91	従業員は原則として常時マスクを着用するよう徹底している。	
92	従業員の毎日の体温測定、健康チェックを行っている。	
93	従業員の体調不良者、感染者及び濃厚接触者、感染が疑われる者は、自宅待機するなど就業を制限している。	
94	従業員の健康観察を徹底し、発熱や風邪などの症状がある場合は外出を控え、「受診・相談センター」に直ちに相談することとしている。	
95	休憩スペースを使用する者はマスクを着用している。	
96	休憩スペースでは一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。	
97	従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗や手指消毒を行っている。	
98	休憩スペースは、常時換気することに努めている。	
99	従業員のユニフォームや衣服は毎日洗濯又は交換を行っている。	
100	共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒している。	
11 施設・設備の衛生管理の徹底		
101	【建築物衛生法 [※] の対象施設（延べ床面積3,000㎡以上）】 法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、確認していない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。 ※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律	
102	【建築物衛生法の対象外の施設】 次のいずれかを満たしていること。 ①換気設備により必要換気量（1人あたり毎時30㎡）を確保している。 ②窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行っている。また、換気のため、窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請している。	

